

鹿屋市人事発令規程の一部を改正する訓令

鹿屋市人事発令規程（平成18年鹿屋市訓令第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 定年退職の項中「第28条の2 第1項」を「第28条の6 第1項」に改め、同表勤務延長の項中「第28条の3」を「第28条の7」に改め、同表再任用の項を次のように改める。

再任用	
(1) 定年前再任用	地公法第22条の4 第1項の規定により、退職者等を一定の任期を定め、短時間勤務の職に採用することをいう。
(2) 暫定再任用	地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項の規定により、定年退職者等を一定の任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することをいう。

別表第2 再任用の項を次のように改める。

定年前再任用	<p>〇〇〇〇 氏 名</p> <p>鹿屋市職員に定年前再任用する</p> <p>〇級を給する</p> <p>〇〇に補する</p> <p>〇〇部〇〇課勤務を命ずる（週〇〇時間勤務）</p> <p>任期は〇〇年〇月〇日までとする</p>	
暫定再任用	<p>〇〇〇〇 氏 名</p> <p>鹿屋市職員に暫定再任用する</p> <p>〇級を給する</p> <p>〇〇に補する</p> <p>〇〇部〇〇課勤務を命ずる（週〇〇時間勤務）</p>	<p>「（週〇〇時間勤務）」は、短時間勤務の職員の場合に記入する。</p>

	任期は〇〇年〇月〇日までとする	
--	-----------------	--

別表第2再任用の任期更新の項中「再任用」を「暫定再任用」に改め、同表再任用の終了の項中「再任用」を「定年前再任用」に、「第28条の〇第〇項」を「第22条の4」に改め、同項の次に次のように加える。

暫定再任用の終了	〇〇〇〇 氏 名 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項の規定により暫定再任用した任期の満了により本職を免ずる	
----------	--	--

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。